

## 平成19年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要												
◎予算 (1件) 総務部	平成19年度三重県一般会計補正予算(第1号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 31 件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>27 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>19 件</td> </tr> <tr> <td>提 出 計</td> <td>51 件</td> </tr> </table>	予 算	1 件	}	議案 31 件	条 例 案	27 件	その他議案	3 件	報 告 出	19 件	提 出 計	51 件
予 算	1 件	}	議案 31 件											
条 例 案	27 件													
その他議案	3 件													
報 告 出	19 件													
提 出 計	51 件													
◎条例案 (27件) 政策部	こころのふるさと三重を 目指したイベント基本構 想策定委員会条例案	こころのふるさと三重を目指したイベントを実施するに当たり、その基本構想を策定するため、知事の附属機関として、こころのふるさと三重を目指したイベント基本構想策定委員会を設置するものである。 (公布の日から施行) (主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、委員長及び副委員長、会議、庶務並びに委任  (参 考) ○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関 第138条の4 (略) ② (略) ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。												
健康福祉部	病院事業の在り方検討委員会条例案	病院事業の在り方について調査審議するため、知事の附属機関として、病院事業の在り方検討委員会を設置するものである。 (公布の日から施行) (主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、会長及び副会長、会議、庶務並びに委任  (参 考) ○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関												

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	三重県がん対策推進協議 会条例案	<p>三重県における総合的ながん対策の推進について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県がん対策推進協議会を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、会長及び副会長、部会、会議、庶務並びに委任</p> <p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関</p>
環境森林部	特定産業廃棄物事案に関 する調査検討委員会条例 案	<p>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、委員長、会議、庶務及び委任</p> <p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関</p>
農水商工部	三重ブランド認定委員会 条例案	<p>三重ブランドに関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、三重ブランド認定委員会を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、委員長、会議、庶務及び委任</p> <p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関</p>

区 分	件 名	概 要
農水商工部 つづき	三重県農村地域資源保全向上委員会条例案	<p>農村地域の資源の適正な保全及び質的向上の確保に関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県農村地域資源保全向上委員会を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、委員長、会議、庶務及び委任</p>
	<p>〈参 考〉</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関</p>	
	三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会条例案	<p>中山間地域等直接支払制度の運用に当たり重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、委員長、会議、庶務及び委任</p>
	<p>〈参 考〉</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関</p>	
教育委員会	三重県教育改革推進会議条例案	<p>三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県教育改革推進会議を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目) ・所掌事項、組織、委員、会長及び副会長、会議、部会、庶務並びに委任</p>
	<p>〈参 考〉</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関</p>	

区 分	件 名	概 要
農水商工部	貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	<p>貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。  (貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行)  (主な改正項目)  ・次に掲げる条例において規定を整理する。  (1)三重県青少年健全育成条例  (2)三重県手数料条例</p> <p>(参 考)  ○ 法改正の概要  貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年12月20日公布、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)により、法律の題名が貸金業の規制等に関する法律から貸金業法に改正された。</p>
政策部	特別会計に関する法律施行令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	<p>特別会計に関する法律施行令の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものである。  (公布の日から施行)  (主な改正項目)  ・次に掲げる条例において規定を整備する。  (1)三重県発電用施設周辺地域振興基金条例  (2)三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例</p> <p>(参 考)  ○ 電源開発促進対策特別会計法施行令 → 特別会計に関する法律施行令に統合  ○ 条例の概要  ・三重県発電用施設周辺地域振興基金条例  発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置に要する経費の財源に充てるため、三重県発電用施設周辺地域振興基金を設置したものである。  ・三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例  発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置としての資金の貸付事業に要する経費の財源に充てるため、三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金を設置したものである。</p>
総務部	郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	<p>郵政民営化法等の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものである。  (平成19年10月1日から施行)  (主な改正項目)  ・次に掲げる条例において規定を整備する。  (1)県吏員職員退職諸給与支給条例  (2)三重県情報公開条例  (3)三重県個人情報保護条例</p> <p>(参 考)  ・県吏員職員退職諸給与支給条例(日本郵政公社による証明の規定を削除)  ・三重県情報公開条例(日本郵政公社を削除)  ・三重県個人情報保護条例(日本郵政公社を削除)</p>

区 分	件 名	概 要												
生活部	政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案	<p>郵政民営化法等の施行及び証券取引法の一部改正に伴い、資産等報告書等の記載事項についての規定を整備するものである。  (平成19年10月1日(一部証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日)から施行)  (主な改正項目)  ・資産等報告書等に記載すべき資産から、郵便貯金及び金銭信託を除く。</p> <p>(参 考)  ○ 証券取引法→金融商品取引法に名称変更</p>												
県土整備部	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。  (公布の日から施行)  (主な改正項目)  ・土地区画整理法に基づく建築行為等の許可等の事務を処理することとする市町に志摩市及び朝日町を加える。</p> <p>(参 考)  ○ 地方自治法  (条例による事務処理の特例)  第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。  2～4 (略)</p>												
政策部	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正にかんがみ、選挙長等の報酬の額を改定するものである。  (公布の日から施行)  (主な改正項目)  ・選挙長等の報酬の額を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="735 1429 1362 1688"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時選挙管理委員</td> <td>1日につき 8,900円</td> <td>1日につき 8,800円</td> </tr> <tr> <td>選挙長 選挙分会長 審査分会長</td> <td>1日につき 10,700円</td> <td>1日につき 10,600円</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人 審査分会立会人</td> <td>1日につき 8,900円</td> <td>1日につき 8,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参 考)  ○ 条例の概要  地方自治法第203条第5項の規定に基づき、選挙長等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法について定めたものである。</p>	区 分	現 行	改正後	臨時選挙管理委員	1日につき 8,900円	1日につき 8,800円	選挙長 選挙分会長 審査分会長	1日につき 10,700円	1日につき 10,600円	選挙立会人 審査分会立会人	1日につき 8,900円	1日につき 8,800円
区 分	現 行	改正後												
臨時選挙管理委員	1日につき 8,900円	1日につき 8,800円												
選挙長 選挙分会長 審査分会長	1日につき 10,700円	1日につき 10,600円												
選挙立会人 審査分会立会人	1日につき 8,900円	1日につき 8,800円												

区 分	件 名	概 要
総務部	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	<p>雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当についての規定を整備するものである。  (平成19年10月1日(一部平成22年4月1日)から施行)  (主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>失業者の退職手当の受給資格要件を勤続期間12月以上(現行6月以上)に改める。</li> </ul>
<p>(参 考)</p> <p>○ 雇用保険法の一部改正  失業等給付の受給資格要件の被保険者期間について、従前は一般被保険者が6か月以上、短時間労働被保険者が12か月以上であったところを、解雇、倒産等による離職の場合を除き、12か月以上に一本化するものである。</p>		
	三重県県税条例の一部を改正する条例案	<p>地方税法の一部改正に伴い、信託に係る税制についての規定を整備するものである。  (信託法の施行の日(一部平成19年10月1日、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日)から施行)  (主な改正項目)</p> <p>(1) 県民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人課税信託の引受けを行う個人について、法人税割の納税義務者に新たに追加する。</li> <li>法人課税信託の引受けを行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、法人の県民税に関する規定を適用する。</li> <li>法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして県民税の所得割、法人税割等に関する規定を適用する。</li> </ul> <p>(2) 事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定信託所得割を廃止する。</li> <li>法人課税信託の引受けを行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの及び個人は、法人とみなして、法人の事業税を課する。</li> <li>法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして事業税に関する規定を適用する。</li> </ul>
<p>(参 考)</p> <p>○ 地方税法第3条第1項により、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関する規定を定めている。今回の県税条例の一部改正については、平成19年度税制改正における地方税法の一部改正に伴うものの整備をするものである。</p> <p>「法人課税信託」とは  信託段階において受託者を納税義務者として法人税を課税してきたところであるが、「自己信託」や「目的信託」などの新たな信託制度の創設等にあわせて、その範囲を拡大して「法人課税信託」として整理したものである。</p> <p>「特定信託所得割」とは  特定信託の所得によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。</p>		

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案	<p>離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正にかんがみ、県税の特例措置について改正を行うものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除について、その適用の要件である事業の用に供する設備の取得価額の合計額を2,700万円(現行2,900万円)を超えるものに改める。</li> </ul> <p>(参 考)</p> <p>○ 条例の概要 離島振興法で定める離島振興対策実施地域として指定された区域内において、製造の事業、旅館業若しくはソフトウェア業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について県税の特例措置を定めるものである。</p>
	三重県母子福祉センター条例等の一部を改正する条例案	<p>公の施設における指定管理者の選定に関する委員会を設置するため、関係条例の規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる条例において規定を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県母子福祉センター条例</li> <li>(2) 三重県営総合競技場条例</li> <li>(3) 三重県港湾施設管理条例</li> <li>(4) 三重県営松阪野球場条例</li> <li>(5) 三重県営ライフル射撃場条例</li> <li>(6) 三重県身体障害者総合福祉センター条例</li> <li>(7) 三重県立鈴鹿青少年センター条例</li> <li>(8) 三重県流域下水道条例</li> <li>(9) みえこどもの城条例</li> <li>(10) 三重県営サンアリーナ条例</li> <li>(11) 三重県総合文化センター条例</li> <li>(12) 三重県交通安全研修センター条例</li> <li>(13) 三重県特定公共賃貸住宅条例</li> <li>(14) 三重県営住宅条例</li> <li>(15) 三重県立ゆめドームうえの条例</li> <li>(16) 三重県視覚障害者支援センター条例</li> <li>(17) 三重県立熊野古道センター条例</li> </ol> </li> </ul> <p>(参 考)</p> <p>○ 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関として、既に指定管理者制度を導入している公の施設の設置条例に、指定管理者の選定に関する委員会を設置するための改正を一括して行うものである。</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案  (参 考) ○ 条例の概要 県民の環境の保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に寄与するため、三重県環境学習情報センターを四日市市に設置し、施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、利用料金を指定管理者に収受させる規定及び利用料金の額等について定めるものである。 ○ 施設の概要 ・所在地 四日市市桜町3690-1 ・構 成 展示ホール、エコプラザ、研修室、分析実習室ほか	三重県環境学習情報センターの管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。 (平成20年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正項目) ・三重県環境学習情報センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせる。 ・指定管理者が行う業務の範囲について定める。 ・指定管理者の指定の手續として、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定等を定める。 ・指定管理者が行う管理の基準として、開館時間、休館日等について定める。 ・指定管理者は、三重県環境学習情報センターの施設及び設備の利用に係る料金を自己の収入として収受する。 ・利用料金は、指定管理者が条例に掲げる金額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて定める。
	三重県民の森条例の一部を改正する条例案  (参 考) ○ 条例の概要 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、三重県民の森を三重郡菰野町に設置し、施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、行為の制限等について定めるものである。 ○ 関係法令 本条例で規定する公園については、地方自治法の規定(第244条の2 公の施設の設置、管理及び廃止)が適用される。	三重県民の森の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。 (平成20年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正項目) ・三重県民の森の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせる。 ・指定管理者が行う業務の範囲について定める。 ・指定管理者の指定の手續として、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定等を定める。 ・指定管理者が行う管理の基準として、行為の制限等について定める。

区 分	件 名	概 要
環境森林部 つづき	三重県上野森林公園条例の一部を改正する条例案	<p>三重県上野森林公園の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。</p> <p>(平成20年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県上野森林公園の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせる。</li> <li>・指定管理者が行う業務の範囲について定める。</li> <li>・指定管理者の指定の手續として、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定等を定める。</li> <li>・指定管理者が行う管理の基準として、行為の制限等について定める。</li> </ul> <p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の概要 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、三重県上野森林公園を伊賀市に設置し、施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、行為の制限等について定めるものである。</li> <li>○ 関係法令 本条例で規定する公園については、地方自治法の規定(第244条の2 公の施設の設置、管理及び廃止)が適用される。</li> </ul>
県土整備部	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案	<p>都市公園の管理を指定管理者に行わせることについて、その対象となる公園及び指定管理者の業務の範囲を拡大するものである。</p> <p>(平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊野灘臨海公園を除く都市公園についても管理を指定管理者に行わせることができる。</li> <li>・都市公園における利用時間について知事の承認を受けて指定管理者が変更することができる。</li> <li>・利用の許可について指定管理者が行う業務に加える。</li> <li>・利用料金を指定管理者が自己の収入とすることができる。</li> </ul> <p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 追加の対象となる都市公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴鹿青少年の森</li> <li>・大仏山公園</li> <li>・北勢中央公園</li> <li>・亀山サンシャインパーク</li> </ul> </li> </ul>

区 分	件 名	概 要						
県土整備部 つづき	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正等にかんがみ、規定を整備するものである。 (平成19年11月30日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例の規定を適用しないものとしている国等が行う宅地開発事業を、知事との協議が必要なものとする。</li> <li>地盤の改良等に関する基準の規定を整備する。</li> </ul> <p>(参 考)</p> <p>○ 条例の概要 宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めて、その適正な施行を確保し、もって開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図るものである。</p>						
教育委員会	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	<p>雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当についての規定を整備するものである。 (平成19年10月1日(一部平成22年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>失業者の退職手当の受給資格要件を勤続12月以上(現行6月以上)に改める。</li> </ul> <p>(参 考)</p> <p>○ 雇用保険法の一部改正 失業等給付の受給資格要件の被保険者期間について、従前は一般被保険者が6か月以上、短時間労働被保険者が12か月以上であったところを、解雇、倒産等による離職の場合を除き、12か月以上に一本化するものである。</p>						
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案	<p>三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設の整備及び三重県教育委員会の附属機関としての指定管理者の選定に関する委員会の設置に関し、必要な規定を定めるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設にクライミングウォールを加えるとともに、その利用料金を次のとおり設ける。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="778 1529 1457 1597"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クライミングウォール</td> <td>一時間につき</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県営鈴鹿スポーツガーデンの指定管理者の選定に関する委員会についての規定を定める。</li> </ul> <p>(参 考)</p> <p>○ クライミングウォールの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の規模 高さ12m×幅4m(1度に2人の登はんが可能)</li> <li>概算事業費 約1,200万円</li> <li>完成予定 平成19年7月</li> </ul>	区 分	単 位	金額(円)	クライミングウォール	一時間につき	1,500
区 分	単 位	金額(円)						
クライミングウォール	一時間につき	1,500						

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>雇用保険法等の一部改正に伴い、退職手当についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失業者の退職手当の受給資格要件を勤続期間12月以上(現行6月以上)に改める。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>○ 雇用保険法の一部改正 失業等給付の受給資格要件の被保険者期間について、従前は一般被保険者が6か月以上、短時間労働被保険者が12か月以上であったところを、解雇、倒産等による離職の場合を除き、12か月以上に一本化するものである。</p>		
警察本部	<p>三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>警察法施行令の一部改正に伴い、刑事部の所掌事務の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪による収益の移転防止に関する事務を刑事部の所掌事務とする。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>○ 条例の概要 警察法第47条第4項及び第53条第4項の規定に基づき、三重県警察の内部組織並びに警察署の名称、位置及び管轄区域について必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察法第47条第4項 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。</li> <li>・ 警察法第53条第4項 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。</li> </ul>		

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (3件) 県土整備部	住民訴訟に係る弁護士費用の負担について	<p>住民訴訟の勝訴に係る弁護士費用について、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）附則第4条の規定により、なお従前の例によるとされる同法による改正前の地方自治法第242条の2第8項の規定に基づき、県が負担するものである。</p> <p>事件名</p> <p>第一審：津地方裁判所平成12年（行ウ）第7号公金支出差止及び損害賠償代位請求住民訴訟事件            津地方裁判所平成12年（行ウ）第9号公金支出差止及び損害賠償代位請求住民訴訟事件</p> <p>控訴審：名古屋高等裁判所平成16年（行コ）第30号公金支出差止及び損害賠償代位請求住民訴訟控訴事件</p> <p>上告審：最高裁判所平成18年（行ツ）第333号公金支出差止及び損害賠償代位請求住民訴訟上告事件</p> <p>負担額 2,572,906 円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>住民訴訟に係る弁護士費用の負担について</p>	<p>住民訴訟の勝訴に係る弁護士費用について、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）附則第4条の規定により、なお従前の例によるとされる同法による改正前の地方自治法第242条の2第8項の規定に基づき、県が負担するものである。</p> <p>事件名 第一審：津地方裁判所平成14年（行ウ）第2号損害賠償代位請求住民訴訟事件 控訴審：名古屋高等裁判所平成17年（行コ）第1号損害賠償代位請求住民訴訟控訴事件 上告審：最高裁判所平成18年（行ツ）第334号損害賠償代位請求住民訴訟上告事件 負担額 1,314,834 円</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定について</p>	<p>障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるユニバーサルデザインのまちづくりの実現を図るため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第8条の規定により、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な考え方、推進の方法、中期的な目標その他必要な事項を定める推進計画を策定するものである。</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (19件) 生活部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年3月20日伊賀市上野丸之内地内の伊賀市役所駐 車場において発生した生活部(消費生活室)に係る自動車によ る公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 42,000円
農水商工部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成18年5月15日四日市市赤水町地内の県道上海老高角 線において発生した四日市農林商工環境事務所(農政・普及室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額につい て和解した。 損害賠償額 44,979円
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年3月20日多気郡大台町佐原地内の給油所におい て発生した大台警察署に係る自動車による公務上の事故に関し て損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 25,647円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年3月23日四日市市泊町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,792 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年3月18日志摩市磯部町恵利原地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 97,915 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年3月28日伊勢市横輪町地内の県道玉城南勢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 92,621 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年4月2日伊賀市阿保地内の国道165号交差点にお いて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 39,386 円
総務部	平成18年度三重県一般会 計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
	平成18年度三重県一般会 計事故繰越し繰越計算書	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
農水商工部	平成 18 年度三重県中央卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づくもの。
県土整備部	平成 18 年度三重県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づくもの。
	平成 18 年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁	平成 18 年度三重県水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。
	平成 18 年度三重県工業用水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。
	平成 18 年度三重県電気事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	平成 18 年度三重県病院事業 会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。
企業庁	平成 18 年度三重県水道事業 会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づくもの。
	平成 18 年度三重県電気事業 会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以 外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の変更契約</p> <p>【契約名称】 ゆめが丘浄水場築造工事            【場 所】 伊賀市ゆめが丘地内            【契約金額】 変更前 1,722,000,000 円            変更後 1,735,366,500 円            【工 期】 平成18年6月28日から            平成20年5月30日まで</p> <p>【契約名称】 長発電所災害復旧改造工事(その1)            【場 所】 多気郡大台町長ヶ地内            【契約金額】 554,400,000 円            【工 期】 変更前 平成17年12月19日から            平成19年6月29日まで            変更後 平成17年12月19日から            平成20年3月28日まで</p> <p>【契約名称】 長発電所災害復旧改造工事(その1)            【場 所】 多気郡大台町長ヶ地内            【契約金額】 変更前 554,400,000 円            変更後 567,939,750 円            【工 期】 平成17年12月19日から            平成20年3月28日まで</p>

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	県の出資等に係る法人の 経営状況に関する説明書	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条 の規定により、三重県土地開発公社など11法人の経営状況を 説明する書類を提出するものである。